

# 犯罪の被害に遭われた方・ご遺族の方へ

## 富里市犯罪被害者等支援条例による 支援金等のご案内

犯罪被害者等の経済的な負担の軽減、居住の安定及び再被害の防止を図るため支援金等を支給します。

### ■遺族支援金 30万円

犯罪により亡くなられた犯罪被害者のご遺族に支援金を支給します。

### ■重傷病支援金 10万円

犯罪により重傷病（1か月以上の加療を要する負傷又は疾病）を負った犯罪被害者ご本人に支援金を支給します。

### ■性犯罪被害支援金 10万円

性犯罪※の被害に遭われた犯罪被害者ご本人に支援金を支給します。

※不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、これらの未遂

### ■転居費用等助成金 20万円（上限額）

支援金の支給対象となる方が転居や住居の復旧が必要な場合の費用を助成します。

○運送費用・敷金・礼金・仲介手数料・ハウスクリーニング費用など

## ■ 支援金の支給対象となる犯罪

令和7年4月1日以降に発生した刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為で、警察への照会等により客観的に確認できるもの  
(殺人、傷害、性犯罪など故意の犯罪行為)

## ■ 支給できない場合

- 被害者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む）があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発した場合など、被害者にその責めに帰すべき行為があった場合
- その他、支援対象とすることが社会通念上適切でない場合 など

## ■ 申請期限

犯罪被害を知った日から1年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。（やむを得ない理由がある場合を除く）

## ● 問合せ・申請窓口

富里市 総務部 市民活動推進課 市民安全班  
〒286-0292  
富里市七栄652番地1  
電話：0476-93-1117

支援金等の申請には、上記以外にも支給要件や必要書類等がありますので、まずは窓口にお問い合わせください。